

福祉3医療助成制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当・子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

対象となる方が医療保険制度を利用して受診した医療費の自己負担額を助成します。

①重度心身障害者医療費助成制度

- 【対象者】 ○身体障害者手帳1級～3級の方 ○精神障害者手帳1級の方
- 療育手帳㉠・A・Bの方 ○高齢者医療保険の障害認定を受けた方
- ※65歳以上の新規手帳取得者は対象外です。
- ※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

②こども医療費助成制度

- 【対象者】 ○町内在住で18歳到達後の最初の3月31日までの方。
- ※対象とならない場合もあります。詳しくは町民福祉課までお問合せください。

③ひとり親家庭等医療費助成制度

- 【対象者】 ○母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の保護者と児童(こども医療費を受給している児童は対象外)
- 父(母)に一定の障害がある家庭の児童を監護する母(父)とその児童
- ※児童とは、18歳になった年度の末日(3月31日)までの子どもです。また、一定の障害がある児童の場合は20歳になるまでが該当となります。
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

「令和3年春季全国火災予防運動」を実施します

問合せ 児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎0495-24-8392

防火標語(2020年度全国統一防火標語) 『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

実施期間 3月1日(月)～3月7日(日)

重点目標

- ①住宅防火対策の推進
- ②乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- ③放火火災防止対策の推進
- ④特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ⑤製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ⑥多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ⑦林野火災予防対策の推進

住宅用火災警報器はすべての住宅で設置が義務付けられています

住宅用火災警報器は、早期に火災を感知し、住宅火災により命を落とす方の約5割に当たる「逃げ遅れ」による犠牲者を防ぎ、被害を最小限にすることを目的としています。

日頃のお手入れや点検などの詳細は消防本部のホームページをご覧ください。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイントー3つの習慣・4つの対策ー

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



全国消防イメージキャラクター「消太」

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495- 77- 2112 FAX 0495- 77-2117

◎児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するための制度です。

- 対象** 15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童(中学校卒業まで)を育てている方
- 支給月** 6月・10月・2月
- ※公務員の方は所属庁から児童手当が支給されます。そのため公務員になったとき、また公務員でなくなったときは手続きが必要となります。

●支給額	●※所得制限限度額
児 童 の 年 齢	扶養親族等の数
3歳未満（一律）	所得 制 限 限 度 額
3歳以上小学校修了前（第1・2子）	0人
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	1人
中学生（一律）	2人
※所得制限限度額以上の場合（一律）	3人
	4人
	5人

◎児童扶養手当

児童扶養手当は父母の離婚や死亡等により父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭など)や、父または母に政令で定める程度以上の障害のある家庭を支援するための制度です。

- 対象** 下記に該当する、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童を育てている方
- ※児童に政令で定める程度以上の障害がある場合は20歳まで対象となります。
- ①父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母に政令で定める程度以上の障害がある児童
- 支給月** 3月・5月・7月・9月・11月・1月
- 支給額** 下表のとおり ※所得額に応じて支給額が決まります。

児童数	全額支給（月額）	一部支給（月額）	※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合には支給されません。
1人の場合	43,160 円	43,150 円 ～ 10,180 円	
2人目加算額	10,190 円	10,180 円 ～ 5,100 円	
3人目以降加算額	6,110 円（1人につき）	6,100 円 ～ 3,060 円	

◎特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害(政令で定める程度以上)のある児童を育てている家庭を支援するための制度です。

- 対象** 精神または身体に政令で定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている方
- 支給月** 4月・8月・11月
- 支給額** 下表のとおり

障害の状態	月額（児童1人につき）	※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合、対象の児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。
1級（重度障害児）	52,500 円	
2級（中度障害児）	34,970 円	